

# 請 書

令和 6年12月 4日

横浜市契約事務受任者

契約番号 2422020487

所在地 神奈川県横浜市鶴見区尻手3-8-2

商号又は名称 株式会社 新生工具店

代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

印

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 013-02 研磨紙 (スリーエムジャパン) 10箱ほか 同等品可

契約区分  確定契約  概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百 十 個 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 1 6 3 9 0 0

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

十 個 千 百 十 万 千 百 十 円  
¥ 1 4 9 0 0

免税業者

| 内 訳 (品名：品質、形状等) | 数 量 | 単 価     | 金 額     |
|-----------------|-----|---------|---------|
| 別紙内訳書のとおり       | 一式  | 149,000 | 149,000 |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
|                 |     |         |         |
| 合 計             |     |         | 149,000 |

納入場所 (履行場所) 資源循環局鶴見工場

納入期限 (履行期限) 令和 6年 12月 4日 から 令和 7年 1月 6日 まで

前 金 払  しない  する

部 分 払  しない  する

部分払の基準  設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用  物品供給契約約款  物品製造 (印刷製本) 請負契約約款  
 委託契約約款  修繕請負契約約款  
 賃貸借契約約款  設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。